

船舶事故調査報告書

平成30年4月18日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（護岸）
発生日時	平成29年12月28日 04時10分ごろ
発生場所	静岡県焼津市大井川港公共南岸壁付近 大井川港南防波堤灯台から真方位262°650m付近 （概位 北緯34°46.5′ 東経138°17.9′）
事故の概要	貨物船ニューかなざわは、航行中、護岸に衝突した。
事故調査の経過	平成30年1月11日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 ニューかなざわ、199トン
船舶番号、船舶所有者等	131398、大分共同海運株式会社
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海）
負傷者	なし
損傷	球状船首に凹損及び亀裂
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 4、視程 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過	<p>本船は、船長ほか3人が乗り組み、静岡県富士市田子の浦港に向けて大井川港公共北岸壁を出航し、船長が単独の船橋当直に当たってレーダーを0.125海里レンジに設定し、約4ノットの対地速力で港口に向かった。</p> <p>本船は、港口に向けて航行中、船長が、右舷方に大井川港東護岸灯台の灯光を視認し、右舵を取ったところ、大井川港西護岸灯台の灯光が船首方に見えたので危険だと思い、主機を後進に掛けたが、大井川港公共南岸壁付近の護岸に衝突した。</p> <p>本船は、その後、自力で田子の浦港に入港した。</p> <p>船長は、レーダーをよく見ておらず、港口に向かう際に左舷側に視認するはずの大井川港東護岸灯台の灯光を右舷側に視認したので、焦ってしまったと本事故後に思った。</p> <p>船長は、本事故当時、大井川港の入港経験が2回目であった。</p>
分析	本船は、大井川港の港口に向けて航行中、船長が、レーダーによる船位の確認を適切に行っていなかったことから、左舷側に視認するはずの大井川港東護岸灯台の灯光を右舷方に視認して右舵を取った際、大井川港公共南岸壁付近の護岸に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、大井川港の港口に向けて航行中、船長が、レーダーによる船位の確認を適切に行っていなかったため、左舷側に視認するはずの大井川港東護岸灯台の灯光を右舷方に視認して右舵を取った際、大井川港公共南岸壁付近の護岸に衝突したものと考え

	られる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・レーダー等を適切に使用して船位の確認を行うこと。